

○魚沼市自動車臨時運行許可事務取扱規則

平成16年11月1日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第34条第2項の規定に基づき、市が行う臨時運行の許可(以下「許可」という。)に関する事務の取扱いについて、法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象自動車)

第2条 許可は、法第3条に規定する自動車のうち、普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車及び大型特殊自動車について行う。

(申請)

第3条 許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車臨時運行許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第21条に定める事項のほか、必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 申請書は、許可を受けようとする自動車1両ごとに提出しなければならない。
- 3 申請者は、許可を受けようとする自動車に係る自動車損害賠償責任保険(共済)証明書及び自動車検査証等を提示しなければならない。
- 4 申請者は、本人であることを確認する書類の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(令3規則34・一部改正)

(許可)

第4条 許可は、自動車臨時運行許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付し、臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)を貸与することにより行う。

(有効期間)

第5条 許可の有効期間は、運行の目的及び経路を考慮し、5日を超えない範囲で必要最小限度の日数とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(番号標の貸与)

第6条 番号標は、2枚貸与するものとする。ただし、小型二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、1枚とすることができる。

(手数料)

第7条 許可を受けた者は、魚沼市手数料徴収条例(平成16年魚沼市条例第74号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(番号標管理簿)

第8条 市長は、自動車臨時運行許可番号管理簿(様式第3号)により、番号標の備え付け、状況を明らかにしておくものとする。

(番号標及び許可証の返納回収)

第9条 市長は、番号標及び許可証が有効期間満了後5日を経過しても返納されない場合、電話又は書類により督促しなければならない。

2 許可を受けた者が、貸与された番号標を紛失したときは、市長に紛失届(様式第4号)を提出しなければならない。

3 市長は番号標の紛失届の提出があったときは、遅滞なくその番号標が無効であることを告示しなければならない。

(賠償)

第10条 市長は、貸与した番号標を著しくき損し、又は紛失等により返還しない者に対し、相当と認める額を請求することができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月23日規則第34号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の魚沼市自動車臨時運行許可事務取扱規則の規定により交付されている自動車臨時運行許可証は、改正後の魚沼市自動車臨時運行許可事務取扱規則の規定により交付されている自動車臨時運行許可証とみなす。

様式第1号(第3条関係)

(表)
自動車臨時運行許可申請書
APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。

車名 Maker of the vehicle			自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 3 バン (Van) 5 オートバイ (motorcycle)	2 ステーションワゴン (Station Wagon) 4 キャブオーバー (Cab-over) 6 その他 ()	保険会社名 Name of Co.	
車台番号 Serial No.			証明書番号 Voucher No.	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (other) ()	2 登録のための回送 (Registration)	保険期間 Insurance Period	自 (From) 年 月 日 至 (To) 年 月 日
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。		備考	
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 日 (日間) 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)			

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり自動車臨時運行の許可を申請します。

(宛先) 魚沼市長

様

年 月 日

申請人	住所 Applicant's Address	
	氏名又は名称 Name	(代表者)
	※法人の場合は代表者名も記入してください	電話 (Tel) ()
	業種 Type of industry	1 販売業 (Sales) 2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入

番号標番号	長岡 魚沼	枚数 1・2
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
返納月日	年 月 日	
備考		
返納期限	年 月 日まで	

(裏)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。
この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1から3までに該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、個人番号カード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行の目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。
(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等漠然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)して下さい。

様式第2号(第4条関係)

(表)
自動車臨時運行許可証
PERMIT OF CAR TEMPORARY PLATE

車名 Maker of the vehicle				自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 3 バン (Van) 5 オートバイ (motorcycle)	2 ステーションワゴン (Station Wagon) 4 キャブオーバー (Cab-over)			
車台番号 Serial No.				保険会社名 Name of Co.	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (other) ()			証明書番号 Voucher No.	
運行の経路 Route	出発地 (From)	経由地 (Via)	到着地 (To)	保険期間 Insurance Period	自 (From) 年 月 日 至 (To) 年 月 日
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 日 (To) 年 月 日 (日間)			備考	

- 注意
事項
- ・許可証及び番号標番号(ナンバープレート)は使用期限終了後速やかに返納してください。また、番号標番号は共用物ですので丁寧に扱い、汚れは落してからお返しください。
 - ・許可証及び番号標番号を破損又は紛失した時は速やかに当窓口で申し出てください。
 - ・許可証及び番号標番号は許可された車両及び目的以外には使用できません。
 - ・許可証は有効期間を表面にして前面ガラス、又は見やすい所に貼り付けてください。

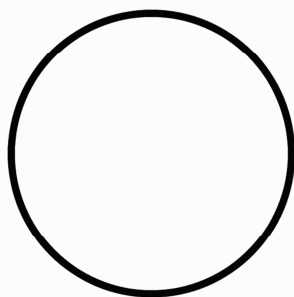
許可を受けた者	住所 Applicant's Address	
	氏名又は名称 Name	(代表者)
	電話(Tel)	()

臨時運行 許可 番号標番号	長 岡	枚数 1・2
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
魚沼市長		印
返納期限 年 月 日まで		

(裏)

有 効 期 間

月 日から



まで

様式第4号(第9条関係)

紛 失 届

年 月 日

魚沼市長 様

住所

氏名

年 月 日に貸与されました自動車臨時運行許可番号標
号を紛失しましたので、届け出ます。

今後は、保管について十分気をつけ、また、発見したときは速やかに返納いたします。
なお、本件紛失届は 年 月 日 警察署へ提出しております。

紛失した日時

紛失した場所及び状況

様式第1号(第3条関係)

(令3規則34・全改、令5規則2・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(令3規則34・全改)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

(令4規則14・一部改正)